

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本村の人口は、2024年4月1日時点で2,804人となっている。

人口稼働数が現状と概ね同傾向で推移するとした場合、2060年にはおよそ1,600人に減少すると見込まれ、過疎少子高齢化の波が地域経済社会や集落機能の維持へ大きな影響を及ぼすことが懸念される。

この流れを受けて令和元年度に策定した「十津川村こころ豊かなむら・ひと・しごと創生総合戦略」では、本村独自の地方創生に向けた施策を推進することにより、2060年の村の目標人口を3,400人程度としている。

商工会が実施した地域経済動向調査(2017)における本村の事業者数は、227社となっており、建設業が29%、サービス業が26%、宿泊業、小売業が12%、飲食業が10%、その他が4%と建設業とサービス業が全体の約半分を占めている。

また、経営者の約6割が60歳以上と高齢化が進んでおり、働き手・消費者の減少や後継者不足など、村内の産業を支えている中小企業を取り巻く経済や社会の環境は厳しさを増し、現状を放置すると村内の産業基盤を失われかねない状況となっている。こうした中、村内の中小企業者の生産性を抜本的に向上させることで、労働者不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

そこで、本村では、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、下記の目標を実現することを目指す。

#### (2) 目標

十津川村では、第5次十津川村総合計画において、村の資源を活かした産業の振興を図ることを目標としている。よって、認定支援機関をはじめとする支援団体との連携を図り、中小企業者の生産性向上を促し、村内の中小企業の経営基盤の強化及び経営の継続的な発展を図るため、本計画期間中に4件程度の先端設備等導入基本計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

計画期間において、基準年度比で労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)の年率3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

本計画における対象設備は、多様な産業の設備投資を支援するため中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

#### (1) 対象地域

約96%が山林であり、奈良県のおよそ5分の1、村として日本一の広さを持つ広域な村内各地に中小企業者が点在していることから、本計画の対象地域は村内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

村内の中小企業による幅広い取組を促すため、本計画の対象とする業種・事業は、全業種・全事業とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間または5年間のいずれかとする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした先端設備等導入計画は認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組を行う中小企業者、反社会的勢力との関係が認められる中小企業者については対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(3) 村税等を滞納している中小企業者については対象としない。

#### (備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。